

2013年12月25日

南スーダン PKO における弾薬提供に対する声明

自治労北海道本部
執行委員長 山上 潔

安倍内閣は、治安情勢悪化により内戦の危機にある南スーダンでの PKO(国連平和維持活動)で国連部隊として活動する韓国軍に、自衛隊の武器弾薬を提供することを23日に閣議決定し、同日に韓国軍に提供した。

今回の対応について日本政府は「避難民等の防護のための武器の使用に備え、不足している弾薬の譲渡が要請された。不足している弾薬の型は我が国部隊が保有しているものと同型であり、在庫を有しているのは我が国部隊のみであるため、我が国からの無償譲渡を行わない場合、韓国隊の隊員及び避難民の生命・身体の防護に支障が生じることになる。そのため、国連からの要請に基づき、必要な弾薬 10,000 発を無償で国連に譲渡することとした。」と発表している。また政府は弾薬提供の法的根拠について「韓国軍の隊員及び避難民の生命・身体を保護するために一刻を争う緊急事態であり、緊急の必要性・人道性が極めて高いことに鑑み、当該弾薬が韓国隊の隊員及び避難民等の生命・身体の保護という自己保存のためにのみ使用される武器輸出三原則等によることなく、国際平和協力法(いわゆる PKO 法)第 25 条に基づく『物資協力』の枠組みで譲渡を行うものである。」としている。

これまで政府は 1967 年以降、武器輸出三原則に基づき、国連への軍事行動に武器弾薬の提供は一切行っていない。また 91 年の PKO 法を提出した際の国会での議論においても「武器や弾薬は『物資協力』には含まれず、国連から要請があったとしても断る。」と態度を明確にしている。しかし安倍内閣は PKO 法の物資協力(法 25 条)について「緊急性の必要性、人道性が極めて高い、条文に武器弾薬を除くという記載はない」と法を逆手に取り、これまでの政府見解を 180 度転換するとともに、弾薬提供の正当化をはかっている。また一方で集団的自衛権の行使を目的とした「積極的平和主義」をスローガンに掲げ、年明け早々にも国家安全保障戦略において武器輸出三原則に代わる、新たな原則を定めようとしていることを考えると、今回の対応は、まさしく武器輸出を合法化するための布石である。

このように、これまでの集団的自衛権の行使を中心とした憲法改正議論、違憲の可能性が高い特定秘密保護法、数名の閣僚による国家安全保障戦略と同様に、国民の声に耳を傾けることを一切せず、稚拙で拙速な意思決定をする安倍内閣の、偏狭に満ちた独裁的な政治判断が露呈し始めており、日本の平和主義が脅かされているばかりか、民主政治の崩壊という異常な状況を絶対に許してはならない。

自治労北海道本部は平和憲法の理念に基づき、国連を中心とする対話と協調による安全保障体制と平和を求める世論形成を確立し、平和な社会の実現に向けて連合北海道、北海道平和運動フォーラムと連携した運動を強化していく。

以上